

一般社団法人輝水会 定款

平成24年7月1日	制定
平成25年6月21日	改正
平成26年6月21日	改正
平成28年6月18日	改正
平成29年6月18日	改正
令和元年6月29日	改正
令和3年6月19日	改正
令和5年6月24日	改正

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人輝水会と称する。

(主たる事業所)

第2条 この法人は、主たる事業所を東京都世田谷区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、スポーツを通じて地域において全ての人が障害の有無により分け隔てられることなく、スポーツと一緒に楽しむ文化を地域に根づかせ、社会の新しい価値を創り出し、対等に人格と特性を尊重し合いながら共に生きる地域コミュニティの活性化を図り、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

「事業」

- (1) 社会生活自立支援に関する事業
- (2) 福祉人材育成に関する事業
- (3) 地域連携に関する事業
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前四号の事業については、日本全国において行うものとする

第3章 社員及び会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置き、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した団体

(入会)

第6条 会員として入会しようとするものは、理事会において別に定めるところにより、入会の申し込みを行うものとする。

2 入会は、理事会において別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これをそのものに通知する。

(会費等)

第7条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、入会金及び会費として、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払いの義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員が死亡または解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(開催)

第12条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。なお、社員総会は、社員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(招集)

第13条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 理事長は、前項の規定により請求があったときは、4週間以内に社員総会を招集しなければならない。

4 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって開会日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第15条 社員総会における議決権は、1社員につき1個とする。

(決議)

第16条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の議決権の3分2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員及び会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 社員総会に出席することができない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって決議し、又は他の社員を代理人として決議を委任することができる。

(議事録)

第17条 社員総会の議事について、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び社員総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名する。

第5章 役員

(役員の設置)

第18条 この法人に、次の役員を置く。

- (1)理事 3名以上7名以内
- (2)監事 1名以上2名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、専務理事及び常務理事をそれぞれ1名置くことができる。

3 この法人の理事長及び専務理事を法人法上の代表理事とする。

4 理事長及び専務理事以外の理事のうち、常務理事を法人法上の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第19条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。

3 監事は、この法人又は子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族（その他当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が理事総数の3分1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長及び専務理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

- 3 専務理事は、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。
- 4 常務理事は、理事長及び専務理事を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 5 理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(監事の職務及び権限)

- 第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、何時でも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠により選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

- 第24条 役員の報酬等は、無報酬とする。
- 2 この法人は、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。ただし、費用の弁償に関する必要な事項は、社員総会の決議によって定める。

第6章 理事会

(構成)

- 第25条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第26条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解任

(開催)

第27条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。なお、理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開催することはできない。

- 2 通常理事会は、毎年6回開催する。
- 3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 代表理事が必要と認めたとき。
 - (2) 代表理事以外の理事から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき。

(招集)

第28条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第29条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし代表理事が欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

第7章 経営委員会

(設置)

第32条 この法人に、理事会の諮問機関として経営委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

(構成及び組織)

第33条 委員会は、公正かつ中立的な第三者による経営監視体制を強化するために、複数の社員、外部の有識者、専門家等で構成され、独立した見地より適正性・適法性を旨として、法人の重要な問題について監視、助言の職務を負う。

2 委員会は、3名以上の経営委員（以下、「委員」という。）で構成される

3 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

4 委員長は、委員の中から委員の互選により選定する。

5 委員長は、委員会の会務を総理する。

6 委員長に事故ある場合に委員長の職務を代行する者は、委員長が委員会の同意を得て委員の中から指名することができる。

7 監事は、委員会に出席し意見を述べる権利を有する。

(選任及び解任等)

第34条 委員は、理事会の決議により選任する。

2 委員の資格要件は、現理事並びに監事は兼務できない。

3 委員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要した費用を受け取ることができる。

5 委員に背信行為、その他委嘱を継続しがたい特別な事由があると認められたときは、理事会の決議をもって解任することができる。

(経営監視事項)

第35条 委員会は、次の事項について経営監視の職務を果たす。

- (1) 法人経営の基本原則の遵守に関わる組織、体制、制度等についての改善提言等
- (2) 法人経営に関する重要な課題について問題点・課題等
- (3) 自己統治（自律的ガバナンス）の強化に関わる組織、体制、制度等
- (4) コンプライアンス体制及びコンプライアンスに関する行動指針等の策定・運用等
- (5) 重要な理事会付議事項についての問題点等
- (6) コンプライアンス違反が発生した場合、監事に協力して理事会への実態調査、

分析

及び対応策並びに再発防止策の確認、委員会の意見表明

(7) 前各号の経営監視事項の対象は、この法人とする

(開催)

第36条 委員会は、年1回以上の定例開催に加え、必要に応じて随時開催する。

2 委員会は、委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには、Web会議を開催できる。

(招集)

第37条 委員会は、委員長がこれを招集する。委員長に事故があるときは、委員会の決議をもってあらかじめ定めた順序により他の委員が招集する。

2 委員会招集の通知は、会日の7日前までに各委員に対して発するものとする。

3 前項にかかわらず、委員全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで委員会を開催することができる。

(決議)

第38条 委員会の議事は、総委員の過半数が出席し、出席した議決に加わることができる委員の過半数をもって決する。

2 委員会の議決に関して特別の利害関係を有する委員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 委員会の議事について、委員会は議事録を作成し、出席した委員がこれに記名捺印して、主たる事業所に備え置く。

第8章 基金

(基金の拠出)

第40条 この法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めるができるものとする。

(基金の募集)

第41条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第42条 拠出された基金は、この法人の解散するまでは返還しない。

(基金の返還の手続)

第43条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第44条 事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第45条 この法人の事業計画、収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の決議を経て、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(1)事業報告

(2)事業報告の附帯明細書

(3)貸借対照表

(4)損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1)監査報告

(2)理事及び監事の名簿

(剰余金)

第47条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第49条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 補則

(委任)

第52条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の議決により、代表理事が別に定める。

附 則

1 この法人の最初の事業年度は、この法人設立の日から平成25年3月31日までとする。

2 この法人の設立時の役員は、次のとおりとする。

設立時理事 手塚由美 高島嘉晃 益子英美

設立時監事 三嶋完治

3 この法人の設立時の社員は、次のとおりとする。

設立時社員

(1) ※個人住所は非公開

手塚 由美

(2) ※個人住所は非公開

高島 嘉晃

(3) ※個人住所は非公開

益子 芙美

以上、一般社団法人輝水会を設立するため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。なお、この定款に規定のない事項は、すべて法人法その他の法令によるものとする。

平成 24 年 7 月 1 日

設立時社員 手 塚 由 美 印

同 高 島 嘉 晃 印

同 益 子 芙 美 印